

令和4年度 事業計画書



社会福祉法人
新居浜市社会福祉協議会

第四次地域福祉活動計画

基本理念

ともに生きる
豊かな地域社会

令和4年度 事業計画

基本方針

人口減少、少子化、高齢社会の進展や新型コロナウイルスの感染拡大により多くの制約がもたらされ、私たちは、これらの影響を受けながら、日々の生活を営んでいます。地域では孤独死やゴミ屋敷等の増加、社会的孤立、ひきこもり、8050問題、貧困や格差等、さまざまな地域生活課題が顕在化しています。児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）の増加、高齢者や障がい者への虐待等は増加し、重篤な課題になっています。こうした課題の背景には、地域社会の関係性の希薄化、家族形態の変容等があると指摘されています。また、地域住民による生活課題の解決能力、いわゆる地域力の低下が大きな問題となっています。さらに、人口減少が進む中で、多様で複雑な福祉ニーズに対応するためには、効果・効率的なサービス提供が求められています。

このような中、国においては、地域においてコミュニティを育成することで、地域住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う「地域共生社会」の実現を目指しています。地域共生社会の実現に向けて、これまで以上に地域住民や福祉組織・関係者が主体となって連携・協働し、地域生活課題の解決のための活動を展開していくことが求められています。

地域福祉の推進主体である新居浜市社会福祉協議会は、皆様に支えられて70周年を迎えることとなりました。社会福祉に関する協議体としての機能を十分に発揮できるよう策定した「第四次新居浜市地域福祉活動計画」の基本理念である「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向け、新型コロナウイルス感染回避行動を徹底し、これからも皆様に感謝するとともに、地域福祉の推進に向けて取り組んでまいります。

地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。また、小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・NPO団体、地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれをも排除しない地域社会づくりを進めてまいります。これらの実現のために、アウトリーチの徹底、相談・支援体制の強化、地域づくりのための活動基盤整備を行います。

社会福祉協議会は、「協議会（連絡調整）」であり、幅広く多様なネットワークをつくるのが本来の役割であることを、あらためて認識し、取り組んでいくことが必要であり、地域の福祉関係者とともに、多様な組織・関係者につなぎ、地域生活課題の解決に向けた支援を創造する「連携・協働の場」になることを目指します。

重点目標

1 地域福祉の推進

小地域の福祉活動計画に基づき、課題解決に向けて情報を収集、共有します。地域活動を取り巻く動きに応じて、柔軟に支援体制の構築を進めます。

2 児童福祉の推進

コロナ対策をして安心して遊べ、子どもたちが自ら遊びに来たいと思える内容を提供できる児童館づくりを目指します。

地域に向け「出前児童館おしながき」を関係団体に配布し、さらなる利用促進を図るとともに、児童館リーフレットを新調してアピールしていきます。

3 障がい者福祉の推進

【障がい者施設課】

障がい者福祉センターでは、地域交流や社会貢献事業を通して障がい福祉に対する理解と関心を高め、地域住民とのつながりを絶やさない関係づくりに努めます。また、感染症対応力を強化するとともに、継続的なサービス提供が可能となるよう「事業継続計画（BCP）」の策定を計画的に取り組みます。

【児童発達支援課】

コロナ対策に万全の注意を払い、利用児と家族に対して発達支援・子育て支援を行います。また、関係機関と連携し、支援の必要な子どもが療育を開始できるように働きかけます。さらに、「事業継続計画（BCP）」の策定と感染症対策委員会の設置に向けた準備を進めます。

【介護事業課】

介護事業所では、ホームページや社協だより等で介護職員の募集を行い、介護職員を確保することによって新規利用者の受け入れ体制を整え、経営の安定化を図ります。

また、大規模災害の発生や感染症の流行に備え、介護サービスを継続するために平時から準備・検討しておくべきことや、発生時・流行時の対応策等をまとめた「事業継続計画（BCP）」の策定を計画的に行います。

4 高齢者福祉の推進

【高齢者施設課】

高齢者福祉センターでは、利用者が安全に安心して、誰もが笑顔で気軽に利用できる施設を目指します。利用者の生きがい創出、健康づくり、生活支援を地域福祉の拠点として、社協の特性を活かしたサービスを提供しながら連携を深め、関係機関との協働に取り組みます。

【介護事業課】

介護事業所では、ホームページや社協だより等で介護職員の募集を行い、介護職員を確保することによって新規利用者の受け入れ体制を整え、経営の安定化を図ります。

また、大規模災害の発生や感染症の流行に備え、介護サービスを継続するために平時から準備・検討しておくべきことや、発生時・流行時の対応策等をまとめた「事業継続計画（BCP）」の策定を計画的に行います。

5 権利擁護の推進

断らない相談支援をモットーに、あらゆる生活上の困りごとに対応できるよう、相談支援員が日常業務と研修を通じてスキルを高め、社協内や関係機関との連携・協働により、相談者の尊厳を確保するとともに自立を支援します。

6 ボランティア活動の推進

中間支援組織としてのレベルアップを図り、団体やボランティア活動に関する情報を集約整理するとともに、地域課題を把握し、必要な支援を行います。

新しいホームページや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の活用によって効果的な情報発信を行い、コーディネートを強化します。

社協内や地域の関係機関との連携による福祉教育を進めます。

7 社会福祉協議会の運営の強化

外部、内部環境を考察し、事業運営管理、財務管理、人事労務管理等を向上させるとともに、各課の連携をマネジメントします。

実施項目

1 地域福祉の推進

(1) 小地域福祉活動事業

①社協支部活動推進事業

地域福祉推進の中核となる社協支部の活動拠点整備、財源確保、組織強化、その他活動支援を行います。

支部担当職員が各種活動や会議に参加し、情報共有を図っていきます。また、研修については状況に合わせて実施できるよう進めます。

②大島校区・別子校区地域福祉活動支援事業

高齢化率の高い、島しょ部・中山間地域に対する地域福祉活動への支援を行います。

【大島校区】住民アンケートをもとにケアネットにおいて地域課題への今後の対応を協議していきます。

【別子校区】別子山地域の関係人口創出を目的とした事業を支援します。新規事業について検討します。

③サロン支援事業

地域の高齢者・子育てサロンの内容の充実と普及を行います。

コロナ禍の中での活動状況を確認しながら、各課で支援できる体制づくりを検討します。

(2) 企画・広報事業

愛媛県社会福祉大会参加、社会福祉大会・生き生き幸せフェスティバルを企画、実施することにより、広く地域に福祉の啓発を行います。

【福祉大会】関係機関・団体と連携しながら安全に参加できる方法を検討し、表彰者数を増やします。

【生きフェス】コロナ禍での開催を前提として準備期間をとり、関係機関と十分協議しながら進めます。アンケート調査や他市町の状況などを参考に、要綱の検討を行います。

(3) 共同募金運営事業

赤い羽根共同募金に関する募金活動、啓発活動、配分事業を行います。

戸別募金等と併せて、引き続き職域募金の拡大を図ります。継続的に訪問依頼することで共同募金への関心を高めます。

社協だより、横断幕、CATV コマーシャルなどで啓発活動を行います。

(4) 民生児童委員協議会連携推進事業

会議への参加・協力により連携を行うとともに、見守り推進員との連携を促進し、連絡調整を行います。

会議に参加するとともに、独居高齢者見守り推進事業をはじめとした連携強化を進めます。

(5) 福祉施設協議会運営事業

市内福祉施設の情報交換や相互連携を支援します。

社会状況に合わせながら、連携強化を目指した会議・研修を検討します。

(6) 地域福祉バス運行事業

高齢者福祉センター利用者の送迎を行うとともに、福祉団体の研修等で有効利用します。

感染症対策を含め安心・安全な運行管理を徹底し、事業を継続します。
シニア交流センターの利用増加に向けた対応を担当課と引き続き協議します。バスの運行体制についても検討します。

(7) 地域福祉バス運行事業（別子校区）

生き生きデイサービス及び分館の利活用日に送迎します。また、地域住民の社会参加を促進する活動に利用します。

運転業務の委託のあり方や車両について検討します。

(8) 福祉用具貸与事業

施設入所者の一時帰宅や介護認定申請中の利用等に対する車椅子等の貸与を行います。

貸与する用具の正しい使用方法や期間の周知を継続して行います。工業高校等と連携して用具の整備を行うとともに、貸与では難しい案件の解決について、関係機関と検討します。

(9) 日本赤十字社愛媛県支部新居浜市地区運営事業

赤十字活動の周知を行い、日本赤十字会員加入の促進と講習会を開催します。

新規登録企業に募金依頼をします。また、公用車の更新を行います。高齢者福祉センターでの講習会実施を協議します。

(10) 会員制度啓発推進事業

社協会員の適正な管理運営と会員制度の啓発を行います。

継続加入者の維持及び新規加入者促進のため、支部活動や会費についてより分かりやすく、広く広報を行います。まずは協力者の会費使途等の理解の徹底を心がけます。集金時の事務処理は支部に合わせた柔軟な対応をします。

(11) まごころ銀行の運営

寄付を預託し、福祉サービス等の各種事業へ活用します。

ホームページで、事業のしくみをさらに分かりやすく、PR します。

(12) 総合福祉センター（本館）管理運営事業

安心安全な施設運営を行い、地域福祉の拠点施設として情報提供を総合的に実施します。

地域福祉情報の提供、発信方法をさらに検討します。利用者ニーズに応え、業務の効率化により、利用者増を図ります。施設の整備計画を、市担当課や管理委託業者と共有し、施設の維持管理に努めます。

(13) 総合福祉センター（別子山分館）管理運営事業

適切な管理運営を行い、住民主体の福祉活動拠点として、地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ります。

関係機関と協働し、別子山地域の関係人口創出を目的とした事業を継続して行います。施設紹介の資料を作成します。

(14) 地域包括支援センター協力機関業務

別子校区及び、金子・金栄校区の高齢者の相談支援を実施します。地域ケアネットワーク推進協議会（月1回）を開催します。

【別子校区】関係機関と高齢者宅の定期訪問について協議します。ICT(情報通信技術)を活用した具体的な情報共有の方法について検討します。

【金子・金栄校区】地域住民が住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるよう、どのような支援が必要なのかを把握し、適正なサービス、関係機関の情報提供及び制度の利用に繋がるよう支援を行います。(新規)

(15) 生き生きデイサービス事業（別子校区）

別子校区の高齢者の自立生活の助長、社会的孤独の解消、心身機能の維持向上等を目的とした内容を実施（月2回）します。

コロナ対策を徹底し、校区内外の様々な関係機関、団体との交流を行います。

2 児童福祉の推進

(1) 児童館運営事業

①一般来館児童対象事業

一般来館児童の遊びの指導や援助をします。季節行事、あそびの広場を開催します。

コロナ対策をして「安心して遊べる場所」の提供に努めます。SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）を活用した情報発信に努めます。

高校生が小学生の学習支援を行い、異年齢交流の場を提供します。

②クラブ活動

発達段階に応じた年齢別クラブを実施します。

2～3歳児親子、幼児のクラブ員を増やせるよう、広報します。活動内容は年齢に合った新しい内容を考え実施します。

③サークル活動他

概ね2歳までの親子を対象に、遊びを通して親子の絆を深めるとともに母親同士の仲間づくり、情報提供等、子育ての支援を行います。

来館しやすい雰囲気づくりに努めます。お母さん方の友達づくりや情報交換の場になるように努めます。

子育て支援拠点の開設状況を把握し、情報を収集します。

(2) 児童健全育成事業

①いはまやんちゃKIDS

地域ぐるみの健全育成を図るため、関係機関や団体の協力で4館合同で実施します。

誰もが楽しく遊べる内容を各館から出し合い、安心して参加できるようにします。また、基金と各館から予算を計上し、効率よく支出していきます。

協力団体と協議して関係を強化します。

②出前児童館

団体の依頼により地域で遊びの提供や指導を行い、活動を支援します。

「出前児童館おしながき」を利用して周知します。木の温もりが気持ちいい様々な形状の積み木を使い、新規に「出前たまごとダエンの積み木」を実施します。

③子育てサロンへの協力

地域の子育てサロンに協力して、情報を共有し、子育て家庭を支援します。

支部主催の子育てサロンに出向き、情報交換や協力関係を継続します。

④配慮が必要な児童への支援

発達や家庭環境に配慮が必要な児童に、関係機関と協力して継続的に支援します。

配慮が必要な児童への対応といじめや虐待の早期発見に努めます。普段から関係機関と情報を共有し、連携に努めます。

⑤「いのちの授業」

地域関係者の協力により、中学3年生が赤ちゃん親子とふれあう体験を提供します。

実施校と開催日程を早期に決定し、募集や協力体制を整えます。

(3) エンゼルヘルパー派遣事業

養育者の産前産後、病気療養が必要な家庭にヘルパーを派遣し、生活の安定と子育て負担の軽減を図ります。

利用者の希望に寄り添い、支援を行うために必要な範囲の情報を社協支部や民生児童委員等に伝え、サービスの提供以外でも地域で安心して生活が送れるよう支援します。

3 障がい者福祉の推進

(1) 障がい者福祉センター運営事業

障がい者に日常の場を提供し、教養の向上、社会参加、レクリエーションを供与し、福祉の増進を図ります。

各関係団体と連携し、コロナ禍でも実施可能な事業計画の策定、その他の団体活動に対しても継続して支援を行います。スムーズな福祉避難所の開設に向けて準備物の確認等、職員間で手順の共有を図ります。

(2) 障がい者サロン等事業

仲間作りや情報共有などのコミュニケーションの場を提供します。(毎週水曜)

コロナ対策をしたサロンの運営方法を検討し、参加者のニーズに沿ったレクリエーションを実施します。また、活動内容をホームページ等に掲載し事業の周知を図ります。

(3) 障がい者在宅福祉対策事業

意思疎通支援事業、生活訓練事業、身体障がい者スポーツ教室等開催事業・大会開催事業、リフト付き福祉バス運行事業を実施します。

継続して意思疎通支援事業のチラシを配布し利用者増を図ります。コロナ禍でも孤立せず社会参加が図れるよう、利用者のニーズに沿った情報提供や活動等を行います。

(4) 地域活動支援センターⅢ型事業「いぶき」

通所により自立更生に必要な訓練及び、職業的な作業等による自主製品作り、企業の受託や行事を通して、社会参加を促進します。

支援学校等関係機関団体に継続して働きかけ、利用者増を図ります。感染状況に応じた地域交流会の実施に向け、内容の見直しを行います。また、利用者への指導方法を見直し、個別支援計画の充実を図ります。

(5) 生活介護事業

障がい者の身体状況や環境に応じて、自立促進、生活の質の向上を図るため、日常生活上の介護や訓練及び創作活動を実施します。

全職員が研修に参加・情報共有し、その研修成果を活かせるサービス提供を行います。また、サービス内容の見直しや支援方法のマニュアルを作成しサービスの質の向上を図ります。

(6) 児童発達支援事業所はげみ園

未就学の障がい児に対し、早期から特性に合わせた専門療育を実施します。

利用児の発達支援と安定的な経営を両立させるために、コロナ対策に万全の注意を払いながら1日平均利用者数10名の運営を行います。また、年度末には多数の卒園児が見込まれることから、新規利用者を積極的に確保するよう努めます。

(7) 障がい者居宅介護等事業

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護を実施します。

新規利用者の受け入れが円滑に行えるよう、介護職員の増員に努め、サービス提供体制の強化を図ります。また、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供できる体制を構築するため、令和6年度までに「業務継続計画」の策定を計画的に行います。

(8) 障がい者等移動支援事業

屋外の移動困難な障がい者に外出援助し、地域生活と社会参加を支援します。

新規利用者の受け入れが円滑に行えるよう、介護職員の増員に努め、サービス提供体制の強化を図ります。また、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供できる体制を構築するため、令和6年度までに「業務継続計画」の策定を計画的に行います。

(9) 相談支援事業

障がい者の自立に向けて課題の解決や適切なサービス利用に向けて相談支援を実施します。

各種関係機関への広報での周知、連携強化を図り、早期のニーズ把握とコーディネートに努めます。また、各種専門研修を受講し、職員の支援技術向上を図ります。

4 高齢者福祉の推進

(1) 独居高齢者見守り推進事業

在宅独居高齢者が安心して生活ができるよう、地域関係者の参加・協力で、見守り推進員による安否確認を実施します。

事業内容・様式等の見直しを実施し、円滑な運営ができるよう進めます。
システムを活用し、関係機関との連携強化を進めます。

(2) 高齢者福祉センター運営事業

①高齢者福祉センターの管理運営（上部・川東・川西）

健幸（健康）長寿のまちづくりを実現するため、生きがい創出、健康づくり、生活支援を行う拠点として、幸齢者（高齢者）福祉の増進を図ります。

健幸長寿に向けて、高齢者の誰もが「笑顔で気軽に利用できる施設」を目指していることを「福祉教育」を通して関係機関、地域住民に関心を深めてもらいます。地域の見守り活動推進団体や関係機関との交流を重ねていくことで、更なる活動の実施について広報します。

②生きがい創出事業

サークル支援、講座により、仲間づくり・趣味づくり・社会参加をとおして、豊かな生活を送れるよう活力を創出します。

社協支部等の依頼に応じて地域に出向く「出張サロン」を関係課所と協力して実施し、少人数での仲間づくりを支援します。新たな利用者等に向けた「終活」講座の開催、充実を図ります。

③健康づくり事業

体操や健康教室の知識供与、相談・保健指導等で、健康維持・体力増進を図り、日常生活を送れるよう安全・安心を創出します。

社協内での連携を深め、専門職（理学療法士等）とともに「家でもできる体操」の実技講習会を開催します。認知症予防に向けた体操や有酸素運動、行事、脳トレ等の取組を充実させます。

④生活支援事業

生活相談・指導、入浴事業で生活課題の早期発見と予防で、生活の安定を図り、関係機関と連携して生きる力を創出します。

独居高齢者（日中の居場所のひとつとしてセンターを利用する地域の在宅高齢者）情報の共有を社協内で連携することで、「くらしの課題」の発見・つなぎ・解決に向けた生活支援、相談の強化を図ります。

(3) 居宅介護支援事業

アセスメントを行い、利用者本位の計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供します。

地域包括支援センター（協力機関型）との連携を行うとともに、社協支部・民生児童委員・老人クラブ等に事業所のPRを行い新規利用者の獲得に努め、経営状況の改善を図ります。

また、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供できる体制を構築するため、令和6年度までに「事業継続計画」の策定を計画的に行います。

(4) 訪問介護事業

利用者のニーズに沿った訪問介護計画を作成し、居宅においてサービスを提供します。

新規利用者の受け入れが円滑に行えるよう、介護職員の増員に努め、サービス提供体制の強化を図ります。また、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供できる体制を構築するため、令和6年度までに「事業継続計画」の策定を計画的に行います。

(5) 認知症対応型通所介護事業

認知症の方が可能な限り居宅での日常生活が送れるよう、入浴、食事介護や機能訓練を実施し、家族の身体的負担を軽減します。

地域包括支援センター（協力機関型）との連携を図り、地域密着型通所介護事業所として、地域に根差した事業所運営を行います。

また、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供できる体制を構築するため、令和6年度までに「事業継続計画」の策定を計画的に行います。

(6) 訪問介護事業所職員連絡会運営事業

市内事業所相互連携と介護職員の資質向上を図るため、研修、会員交流を促進し、在宅福祉を向上します。

地域包括支援センター及び介護福祉課との連携を強化し、新居浜市における訪問介護事業の推進に努めます。

5 権利擁護の推進

(1) 暮らしの総合相談・支援事業

専門機関や相談支援員が中心となり、日常のあらゆる相談を受付します。

職員のスキルアップと関係機関との連携強化で、複合的な生活課題を抱えた相談に対しワンストップでの支援を目指します。

(2) 生活福祉資金貸付事業

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支え、在宅福祉及び社会参加促進を図り、生活改善を支援します。

生活困窮者自立支援事業等の関係機関と連携し、生活状況に合わせた支援を行います。また、貸付後も安定した生活が送れるよう家計改善支援を行います。

(3) 福祉サービス利用援助事業

判断能力が不十分な方が在宅で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を実施します。

利用希望者の増加に伴い、緊急度に応じた利用契約を交わすとともに、契約に至らない利用者に対しても関係機関と連携し自立した生活が送れるよう支援します。

(4) 法人後見事業

被後見人等身上監護、財産管理を適正に行い、相続関係、施設入所、福祉サービス利用契約の手続きを実施します。

成年後見制度利用促進を進める中核機関の一翼として参画し、広報や後見人支援の側面から権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進めます。

(5) 生活困窮者自立支援事業

経済的困窮や社会的孤立など複合的な生活困難を抱える人々に、寄り添い型支援を実施します。

様々な課題を抱える相談者一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が寄り添いながら、他の専門機関と連携し、解決に向けた支援を行います。

(6) 緊急食料支援事業

緊急的かつ一時的に生活に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなる世帯に相談支援、食料や日用品等を支給します。

柔軟かつ迅速な対応を行うため、緊急食料等の提供事業者とのネットワーク拡充を目指します。

(7) 新居浜を明るくする運動推進事業

犯罪や非行のない安全・安心な地域社会づくりを目的として、保護司会、更生保護女性会等関係機関と連携します。

関係機関との連携により大会の内容を充実させ、効果的な広報活動を行うことで幅広い年齢層の参加を促進します。

6 ボランティア活動の推進

(1) 福祉ボランティア推進事業

①ボランティア・市民活動センター運営事業

団体及び個人登録し、市民を様々な活動へと繋げ、総合的なボランティア・市民活動推進の場としての役割を担います。

地域会議への参加などにより、地域課題を把握するとともに、どのようなボランティア活動が必要となるのか調査検討を行います。

②ボランティア・市民活動に関する相談、援助、指導

ボランティア・市民活動に関する相談に対応し、中間支援を実施します。

社会状況の変化によるニーズに対応するため、研修等の参加により中間支援組織としての資質向上を図ります。

③ボランティア・市民活動に関する情報提供

市民の自発的な社会参加を促し、個人団体の活動が活発になるように必要な情報を収集、提供します。

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や新たに制作したホームページなどを通じ、ボランティア募集やイベント、活動報告をはじめとした各種ボランティア関連情報をタイムリーに発信していきます。

④ボランティア・市民活動に関する研修

技術ボランティア養成講座、各種講座を実施します。

講座に初心者の方も参加しやすいよう、より詳しく分かる動画や写真を使用し広報していきます。また、各講座受講者等にアンケートを実施し、内容の改善や新たな講座内容の検討をしていきます。

⑤その他

ボランティア・市民活動に関する福祉活動資材の整備、貸与、連絡調整を行います。

福祉活動資材について、ニーズに合わせて引き続き計画的に整備を行います。

(2) 福祉教育、生涯福祉学習

福祉学習の推進及び生涯福祉学習を支援します。

福祉教育において、各校区の地域住民をはじめ、施設や団体にも関わって頂けるように働きかけ、地域の福祉力の向上に努めます。

(3) 災害ボランティアセンター設置運営事業

資材管理や災害ボランティアの受付相談、登録、管理。講座を開催。ネットワークを構築し、訓練を実施します。

災害ボランティアセンター運営方法を学ぶため、職員向け研修会及び一般ボランティア向け研修会を実施し、運営訓練に備えます。

7 社会福祉協議会の運営の強化

(1) 理事会・評議員会の運営

地域福祉を推進する団体としての経営責任を担う理事会、議決機関としての評議員会を開催します。

様式変更した事業計画、事業報告により、さらに理解を求めます。会議運営について考察します。

(2) 財務運営、管理

財源（民間財源、公費財源、事業収入財源）を確保し、継続・安定的な経営、会計法令に基づく経理事務を実施します。

財務状況について法人全体で共有し、基金の繰入等財務の課題解決を検討します。

(3) 人事管理・人財育成

採用・配置、評価、処遇、育成からなる人事管理制度の一体的運営を行います。

5 S、70周年記念等の事業の実施過程で、課間で職員の交流を深めます。
前年度策定した研修計画に基づき、研修体系を定着させます。非正規職員の研修体制を考察します。

(4) 労務管理

働きやすい環境の整備と労働法制の順守し、衛生委員会、健康診断を実施します。

職員から提案された、健康に関する事業等を実施することにより、意識の向上を図ります。

(5) 社協発展・強化、その他計画の策定と進行管理

制度、地域生活課題などの外部環境、組織体制、事業推進体制、財務状況などの内部環境をもとに策定し、進行管理を行います。

事業のPDCAサイクルを定着させます。役職や課単位での協議を行い、課題を共有して、法人全体で解決に取り組みます。

(6) 広報活動・広報戦略

社協だより・ホームページにより地域福祉活動を広報します。

スマートフォン・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）対応、緊急時においても各課で更新可能で見やすいホームページに更新します。